



JASDAQ

平成 28 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社環境管理センター
代表者名 代表取締役社長 水落 憲吾
(コード番号 4 6 5 7)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 25 日開催の取締役会において、当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、平成 28 年 9 月 27 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提出の理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、平成 27 年 9 月 29 日開催の当社第 46 期定時株主総会において、年額 2 億円以内（うち社外取締役分 5 千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対し、株価変動等のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、監査等委員でない取締役（社外取締役であるものを除く。）に対し、ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を割り当てることといたしたく、ついでには、上記取締役に対し、上記報酬等の範囲内で、新株予約権の払込金額に充当するために、同額の金銭報酬を支給いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における監査等委員でない取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく監査等委員でない取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約券の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の数の上限は 500 個とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整できる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して三項格子モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日を起算日として 2 年を経過した日から 10 年以内の範囲で、取締役会において定める（取締役会において定める期間を以下「権利行使期間」という。）。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当日から権利行使期間の最終日までの期間に終了する各事業年度のうち、いずれか連続する2事業年度における当社の経常利益の合計額が5億円以上となった場合、該当する連続する2事業年度のうち最終の事業年度にかかる有価証券報告書提出日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。なお、業績条件における経常利益は、当社の各事業年度にかかる有価証券報告書に記載された損益計算書における経常利益をいうものとし、当社が連結財務諸表を作成している場合には、連結損益計算書に記載された経常利益をいうものとする。

また、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権を行使することができる期間で、かつ上記業績条件を満足することが確定した日において、取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合を除く。

その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

問合せ先 管理部長 浜島直人

電 話 042-673-0501 (直通)